

◎新潟県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年6月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒浜中田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
刈羽郡刈羽村大字下高町字墓見道1170番2から 同郡同村大字正明寺字沢田618番まで	新	12.0～28.8メートル	179.3メートル
	旧	6.4～23.8メートル	175.3メートル

備考 路線の重用

一部区間県道黒部柏崎線と重用